三重県特用林産生産資材高騰対策事業実施及び補助金交付要領

令和５年３月１日農林水第30－391号

　　　　　　　　　　　　　最終改正　令和７年２月28日農林水第30-351号

三重県補助金等交付規則（昭和37年４月１日付け三重県規則第34号。以下「規則」という。）、農林水産部関係補助金等交付要綱（平成24年３月30日付け三重県告示第249号。以下「要綱」という。）に係る特用林産生産資材高騰対策事業の実施については、燃油・資材の森林由来資源への転換等対策補助金交付等要綱（令和６年12月17日付け６林政経第258号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）、きのこの生産資材導入支援実施要領（令和４年12月23日付け４林政経第827号－１林野庁長官通知。以下「国実施要領」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

（目的）

第１条　生産資材の国産化及びコスト低減（以下「コスト低減等」という。）に取り組むきのこ生産者に対し、次期生産に必要な生産資材の導入費の一部を支援することにより、燃油・電気代や資材価格の影響を受けにくい経営構築を目的とする。

（補助金の交付）

第２条　きのこの次期生産に必要な生産資材の導入（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として農林水産大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

２　事業実施主体、補助対象経費及びこれに対する補助率等は、別表１のとおりとする。

３　補助額の上限は、１取組実施者当たり5,000千円とする。

（実施計画書、取組計画書の作成及び変更）

第３条　事業実施主体は、国実施要領参考様式第１－１号の承認申請書に、国実施要領参考様式第１－２号、１－３号のきのこの生産資材導入支援取組計画書（以下「取組計画書」という。）、国実施要領参考様式第２号のきのこ生産コスト低減等実施計画書（以下「実施計画書」という。）、国実施要領様式第２号の「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」及び次期生産量算定表（別表２）を添付して知事が別に定める提出期限までに知事に提出するものとする。

２　知事は、前項の承認申請書を受けたときは、その内容を審査し、適切と認めたときは、これを承認するものとし、事業実施主体に対し取組計画書承認通知書（様式第１号）により承認した旨を通知するものとする。

３　事業実施主体は、補助金の30％を超える増減を伴う重要な変更が生じた場合には、前２項に準じて変更の手続きを行うものとする。

（補助金の交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者は、規則第３条の規定に基づき補助金交付申請書（様式第２号）を知事に提出するものとする。

２　補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定めるものとする。

(補助金の交付決定)

第５条　規則第４条の規定による補助金交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（様式第３号）により行うものとする。

（申請の取下げ期間）

第６条　規則第７条の知事が定める期日は、補助金等の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

（計画の変更、中止又は廃止の承認）

第７条　第５条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第４号）を作成し、知事の承認を受けなければならない。

　（１）補助事業の内容を変更するとき。ただし、第８条に規定する軽微な変更を除く。

　（２）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（軽微な変更）

第８条　前条第１項第１号の規定による軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

（事業遅延の届出）

第９条　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に届出し、その指示を受けなければならない。

（事業実施状況の報告）

第10条　知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の事業実施状況について報告を求めることができる。

（実績報告書の提出）

第11条　補助事業者は、補助事業が完了したとき（第７条第１項による廃止の承認があったときを含む。）は、その日から20日を経過した日又は当該年度の３月20日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第５号）に国実施要領参考様式第１－２号、１－３号のきのこの生産資材導入支援取組実績報告書を添付して知事に提出するものとする。

（補助金の額の確定等）

第12条　知事は、前条の規定による報告を受けたときは、実績報告書の内容を速やかに審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適切と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第６号）により補助事業者に通知するものとする。

２　知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（額の再確定）

第13条　補助事業者は、前条第１項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第11条に準じて提出するものとする。

２　知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、前条第１項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

３　前条第２項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

第14条　知事は、第７条第１項第２号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第５条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができるものとする。

（１）補助事業者が、補助事業の実施に関し法令に違反した場合

（２）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（３）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（取組実施状況報告書の提出）

第15条　事業実施主体は、令和８年７月末日までに、国実施要領参考様式第４号の取組実施状況報告書に国実施要領参考様式第５号の実施報告書を添付して知事に提出するものとする。

（補助金の返還）

第16条　知事は、補助金の交付を受けた事業実施主体が、補助金の交付要件を満たさないこと等が判明した場合には、以下に掲げる基準により、当該補助金の返還を求めるものとする。

（１）交付要件を満たさないことが確認された場合には、交付された補助金のうち、要件を満たさないことが確認された経費の返還を求めるものとする。

（２）虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

（３）取組実施者の令和７年度又は令和７年の生産量かつ生産額が前年に比べ３割以上減少した場合には、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

（４）（１）から（３）までの返還については、自然災害等の取組実施者の責めに帰することができない事由により、実施計画書に定められた取組が行われなかったこと又は取組実施者の令和７年度若しくは令和７年の生産量及び生産額が前年に比べ３割以上減少したことが確認できる場合には、その対象としないことができるものとする。

（生産量の算出根拠となる資料）

第17条　第３条に定める取組計画承認申請及び第11条に定める実績報告の際に提出する生産量の算出根拠となる資料を「特用林産物生産統計調査の回答票」とする場合は、統計調査回答の内訳を示す資料（任意様式。月ごとの生産量をまとめたもの等。）を添付すること。

（証拠書類の保存）

第18条　事業実施主体は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して５年間保管するとともに、知事から求めがあった場合には、その書類又はその写しを提出しなければならない。

（１）実施計画書の取組を実施したことが確認できる書類（作業日誌等）

（２）取組実施者のきのこの販売収入が事業収入の過半を占めることを証する書類、次期生産量の算出根拠となる資料（出荷伝票、統計調査回答の内訳を示す資料等）及び経営費に占める電気代の割合を証する書類

（書類の提出について）

第19条　第３条、第４条、第７条、第９条、第11条及び第15条に定める書類については、以下のとおりとする。

（１）提出先は、所在地を管轄する農林（水産）事務所長とする。

（２）対面や郵送による提出の場合、２部提出するものとする。

（３）電子データでの提出が可能なものについては、電子メールを利用して提出することが出来るものとする。

（その他）

第20条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附則

　この要領は、令和５年３月１日から施行する。

附則

　この要領は、令和５年６月２８日から施行する。

附則

１　この要領は、令和６年１月２６日から施行する。

２　この改正の前の三重県特用林産生産資材高騰対策事業実施及び補助金交付要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附則

１　この要領は、令和７年２月28日から施行する。

２　この改正の前の三重県特用林産生産資材高騰対策事業実施及び補助金交付要領に基づく事業については、なお従前の例による。

別表１

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業実施主体 | 補助対象経費 | 補助率 | 支援単価 | 重要な変更 |
| （１）取組実施者自らきのこ生産を行う市町、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び民間事業者（中小企業基本法第２条第１項第１号に該当する者に限る。以下同じ。）であって、きのこの販売収入が事業収入の過半を占める者（２）取りまとめ者取組実施者を取りまとめる市町、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び民間事業者 | コスト低減等に取り組むきのこ生産者が、次期生産に必要な生産資材（原木、種駒（封ろう・菌栓含む）、菌床、種菌、培地基材（おが粉、コーンコブミール等）、栄養体（米ぬか、小麦ふすま等）、薬剤、栽培袋、栽培ビン、その他きのこ生産に不可欠な資材）の導入に要する経費 | 定額（令和４年及び令和６年の資材の平均価格の上昇した価格に国費充当率を乗じて定めるものとする。なお、国費充当率は２分の１を上限とすることとし、きのこ生産に係る経営費のうち電気代が15％以上を占める取組実施者については10分の７を上限とする） | 次期生産量１kg当たり

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 1/2相当額 | 7/10相当額 |
| 原木　生しいたけ | 75.2円/kg | 105.2円/kg |
| 原木　乾しいたけ | 501.4円/kg | 701.9円/kg |
| 菌床（自家製造）生しいたけ | 23.8円/kg | 33.3円/kg |
| 菌床（購入）生しいたけ | 22.0円/kg | 30.8円/kg |
| 菌床（自家製造）乾しいたけ | 141.9円/kg | 198.7円/kg |
| 菌床（購入）乾しいたけ | 129.3円/kg | 181.0円/kg |
| 栽培ビン　なめこ | 1.1円/kg | 1.6円/kg |
| 栽培ビンエリンギ | 14.9円/kg | 20.9円/kg |
| 栽培ビンヒラタケ | 9.4円/kg | 13.1円/kg |

 | 事業実施主体ごとの補助金の30％を超える増減 |

別表２

次期生産量算定表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| きのこの種類 | （１）令和６年度又は令和６年の生産量（kg） | （２）令和３～５年度又は令和３～５年の年間平均生産量（kg） | 次期生産量（kg） |
| 原木　生しいたけ |  |  |  |
| 原木　乾しいたけ |  |  |  |
| 菌床（自家製造）生しいたけ |  |  |  |
| 菌床（購入）生しいたけ |  |  |  |
| 菌床（自家製造）乾しいたけ |  |  |  |
| 菌床（購入）乾しいたけ |  |  |  |
| 栽培ビン　なめこ |  |  |  |
| 栽培ビン　エリンギ |  |  |  |
| 栽培ビン　ヒラタケ |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |

【備考】

①次期生産量は、

（１）令和６年度又は令和６年の生産量

（２）取組実施者における令和３年度から令和５年度まで又は令和３年から令和５年までの年間平均生産量

のいずれか低いものとする。

なお、（１）＞（２）の場合であって、複数の品目を生産している場合、品目毎の生産量に（２）/（１）を乗じて補正する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＜例＞ | （１）令和６年度又は令和６年の生産量（kg） | （２）令和３～５年度又は令和３～５年の年間平均生産量（kg） | 補正後の次期生産量（kg） |
| しいたけ | 　　　　　６ | 　　　　　３ | 　　　　５（＝６×１１／１３） |
| なめこ | 　　　　　７ | ８ | 　　　６（＝７×１１／１３） |
| 合　計 | １３ | １１ | １１ |

ただし、（２）において、令和３年度から令和５年度まで又は令和３年から令和５年までの間に、生産量が災害その他やむを得ない事由により前年に比べ３割以上減少した年又はきのこ生産を開始した年がある場合は、当該年を除いて年間平均生産量を算出することができる。また、令和５年度又は令和５年に生産を開始するなど、年間平均生産量が算出できない場合は（１）を次期生産量とする。

様式第１号（第３条第２項関係）

〇〇第〇○〇〇号

令和〇年〇月〇日

　（事業実施主体名）　様

三 重 県 知 事

令和６年度きのこの生産資材導入支援取組計画書（変更）承認通知書

　令和〇年〇月〇日付け（番号）で申請のあった令和６年度きのこの生産資材導入支援取組計画書（変更）を承認したので通知します。

様式第２号（第４条関係）

〇〇第〇○〇〇号

令和〇年〇月〇日

　三重県知事　〇〇〇〇　あて

申請者　住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

令和６年度特用林産生産資材高騰対策事業費補助金交付申請書

令和６年度において、下記のとおり事業を実施したいので、補助金〇〇，○○○，〇〇〇円を交付されるよう、三重県補助金等交付規則第３条の規定により申請します。

記

１　事業名　　　　令和６年度特用林産生産資材高騰対策事業

２　事業の内容　　　　別紙のとおり

　３　経費の配分　　　　別紙のとおり

　４　収支予算書　　　　別紙のとおり

　５　事業完了予定年月日　　　　令和　　年　　月　　日

（別紙）

事　業　の　内　容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| きのこの種類 | 支援単価（円/kg） | 次期生産量（kg） | 補助金の額（円） |
| 原木　生しいたけ |  |  |  |
| 原木　乾しいたけ |  |  |  |
| 菌床（自家製造）生しいたけ |  |  |  |
| 菌床（購入）生しいたけ |  |  |  |
| 菌床（自家製造）乾しいたけ |  |  |  |
| 菌床（購入）乾しいたけ |  |  |  |
| 栽培ビン　なめこ |  |  |  |
| 栽培ビン　エリンギ |  |  |  |
| 栽培ビン　ヒラタケ |  |  |  |
| 計 |  |  |  |

経費の配分及び負担区分

（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 補助事業に要する経費（Ａ＋Ｂ） | 負担区分 | 備　考 |
| 県補助金（Ａ） | その他（Ｂ） |
| きのこの生産資材導入 |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |

収　支　予　算　書

（１）収入

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 予算額 | 備　　　　　考 |
|  | 円 |  |
| 県　補　助　金 |  |  |
| そ　　の　　他 |  |  |
| 合　　計 |  |  |

（２）支出

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 予算額 | 備　　　　　考 |
|  | 円 | 支援単価（円/kg）×次期生産量（kg） |
| きのこの生産資材導入 |  |  |
| 合　計 |  |  |

（注）備考欄には積算内訳を記載する。

様式第３号（第５条関係）

三重県指令〇〇第〇○〇〇号

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

令和○年○月○日付け（番号）で申請のあった特用林産生産資材高騰対策事業費補助金（以下「補助金」という。）に対し、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号、以下「規則」という。）第４条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、規則第６条の規定により通知します。

令和　年　月　日

三 重 県 知 事

記

１　補助金額　〇〇，○○○，〇〇〇円

２　補助事業の内容　次期生産に必要な生産資材の導入に要する経費

３　補助の条件

　（１）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）、同法施行令（昭和30年9月26日号外政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）、燃油・資材の森林由来資源への転換等対策補助金交付等要綱（令和６年12月17日付け６林政経第258号農林水産事務次官依命通知、きのこの生産資材導入支援実施要領（令和４年12月23日付け４林政経第827号-１林野庁長官通知）、三重県補助金等交付規則（昭和37年４月１日付け三重県規則第34号）、三重県特用林産生産資材高騰対策事業実施及び補助金交付要領（令和５年３月１日付け農林水第30－391号）を遵守すること。

　（２）補助事業の重要な変更をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（３）補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、知事の承認を受けなければならない。

（４）補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（５）補助事業が完了したときは、その日から20日を経過した日又は当該年度の３月20日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならない。

（６）額の確定通知を受けた後において、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を提出しなければならない。

（７）補助金の交付を受けた後、補助金の交付要件を満たさないこと等が判明した場合には、次に掲げる基準により、当該補助金を返還しなければならない。

ア　交付要件を満たさないことが確認された場合には、交付された補助金のうち、要件を満たさないことが確認された経費を返還しなければならない。

イ　虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

ウ　取組実施者の令和７年度又は令和７年の生産量かつ生産額が前年に比べ３割以上減少した場合には、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

エ　アからウまでの返還については、自然災害等の取組実施者の責めに帰することができない事由により、実施計画書に定められた取組が行われなかったこと又は取組実施者の令和７年度若しくは令和７年の生産量及び生産額が前年に比べ３割以上減少したことが確認できる場合には、その対象としないことができるものとする。

（８）補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物及び以下に掲げる書類を補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならない。

ア　実施計画書の取組を実施したことが確認できる書類（作業日誌等）

イ　取組実施者のきのこの販売収入が事業収入の過半を占めることを証する書類、次期生産量の算出根拠となる資料（出荷伝票等。算出根拠を「特用林産物生産統計調査の回答票」とする場合は、統計調査回答の内訳を示す任意様式の根拠資料を含む。）及び経営費に占める電気代の割合を証する書類

（９）補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

（10）前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

様式第４号（第７条関係）

〇〇第〇○〇〇号

令和〇年〇月〇日

　三重県知事　あて

申請者　住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

令和６年度特用林産生産資材高騰対策事業変更（又は中止、廃止）承認申請書

令和○年○月○日付け〇〇第〇○〇〇号で補助金交付決定通知のあった申請のあった令和６年度特用林産生産資材高騰対策事業費補助金について、下記のとおり変更（又は中止、廃止）したいので、三重県特用林産生産資材高騰対策事業実施及び補助金交付要領第７条の規定により申請します。

記

１　変更（中止、廃止）の理由

２　変更（中止、廃止）の内容

注）変更の場合は、交付申請書の別紙に、変更前を括弧書きで上段、変更後を下段に記載したものを添付すること。

様式第５号（第11条関係）

〇〇第〇○〇〇号

令和〇年〇月〇日

　三重県知事　あて

申請者　住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

令和６年度特用林産生産資材高騰対策事業費補助金実績報告書

令和○年○月○日付け〇〇第〇○〇〇号で交付決定のあった令和６年度特用林産生産資材高騰対策事業費補助金について、下記のとおり事業を実施したので、三重県特用林産生産資材高騰対策事業実施及び補助金交付要領第11条の規定により下記の関係書類を添えて提出します。

記

１　事業名　　　　令和６年度特用林産生産資材高騰対策事業

２　事業の内容　　　　別紙のとおり

　３　経費の配分　　　　別紙のとおり

　４　収支精算書　　　　別紙のとおり

５　事業完了年月日　　　　令和　　年　　月　　日

（注）１　きのこの生産資材導入支援取組計画書に変更があったときは、当該取組計画書の写しに変更後の内容が容易に比較対照できるように変更部分を赤字で加筆修正（変更前の部分は取消線で修正）したものを添付すること。また、標題を「きのこの生産資材導入支援取組計画書」から「きのこの生産資材導入支援取組実績報告書」に変更すること。

２　以下の書類を添付すること。

（１）きのこの生産資材導入支援取組実績報告書（参考様式第１－２号を実績報告書としたもの及び参考様式第１－３号をいう。）

（２）きのこの生産資材導入支援取組計画書又はきのこの生産資材導入支援取組計画書変更承認申請書に添付した書類のうち、変更があった書類（申請時以降変更のない場合は省略できる。）。

（別紙）

事　業　の　内　容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| きのこの種類 | 支援単価（円/kg） | 次期生産量（kg） | 補助金の額（円） |
| 原木　生しいたけ |  |  |  |
| 原木　乾しいたけ |  |  |  |
| 菌床（自家製造）生しいたけ |  |  |  |
| 菌床（購入）生しいたけ |  |  |  |
| 菌床（自家製造）乾しいたけ |  |  |  |
| 菌床（購入）乾しいたけ |  |  |  |
| 栽培ビン　なめこ |  |  |  |
| 栽培ビン　エリンギ |  |  |  |
| 栽培ビン　ヒラタケ |  |  |  |
| 計 |  |  |  |

経費の配分及び負担区分

（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 補助事業に要した経費（Ａ＋Ｂ） | 負担区分 | 備　考 |
| 県補助金（Ａ） | その他（Ｂ） |
| きのこの生産資材導入 |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |

収　支　精　算　書

（１）収入

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 精算額（Ａ） | 予算額（Ｂ） | 差引額（Ａ－Ｂ） | 備　考 |
|  | 円 | 円 | 円 |  |
| 県　補　助　金 |  |  |  |  |
| そ　　の　　他 |  |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |  |

（２）支出

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 精算額（Ａ） | 予算額（Ｂ） | 差引額（Ａ－Ｂ） | 備　考 |
|  | 円 | 円 | 円 |  |
| きのこの生産資材導入 |  |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |  |

様式第６号（第12条第１項関係）

〇〇第〇○〇〇号

令和〇年〇月〇日

　（事業実施主体名）　様

三 重 県 知 事

令和６年度特用林産生産資材高騰対策事業費補助金額確定通知書

令和〇年〇月〇日付けで実績報告のあった令和６年度特用林産生産資材高騰対策事業費補助金については、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）第13条第１項の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

１　補助事業名　　　　令和６年度特用林産生産資材高騰対策事業

　２　補助金の確定額　　　　〇〇，○○○，〇〇〇円